

命 令 書

申立人 全国一般労働組合大阪府本部
被申立人 大成化工株式会社
被申立人 大成特殊チューブ株式会社
被申立人 大成特殊硝子株式会社

主 文

- 1 被申立人らは、申立人の昭和58年5月30日付け要求書記載事項について申立人と誠意をもって、速やかに団体交渉を行わなければならない。
- 2 申立人のその他の申立ては、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人大成化工株式会社（以下「大成化工」という）は、肩書地に本社を、茨木市に工場を置いて、医薬品、化粧品用の容器の製造販売を業とする会社であり、その従業員は本件審問終結時約230名である。
- (2) 被申立人大成特殊チューブ株式会社（以下「大成特殊チューブ」という）は、肩書地に本社を、茨木市に工場を置いて医薬品用のアルミチューブ容器の製造を業とする会社であり、その従業員は本件審問終結時約60名である。
- (3) 被申立人大成特殊硝子株式会社（以下「大成特殊硝子」という）は、肩書地に本社及び工場を置き、医薬品用のガラス容器の製造を業とする会社であり、その従業員は本件審問終結時約30名である。
- (4) 大成化工、大成特殊チューブ及び大成特殊硝子の役員は、次表のとおりである。

会社名 役職名	大成化工	大成特殊チューブ	大成特殊硝子
代表取締役	B 1	B 2	B 1
取締役	B 3	B 1	B 4
	B 4	B 5	B 6
	B 6	B 3	B 7
	B 7	B 4	
		B 6	
		B 7	
監査役	B 8	B 9	B 9

なお、大成化工、大成特殊チューブ及び大成特殊硝子の3社を総称するときは、以下「大成化工ら3社」という。

- (5) 申立人全国一般労働組合大阪府本部（以下「組合」という）は、大阪府下の中小企業の労働者で組織され、その組合員は本件審問終結時約5,100名である。

なお、組合の下部組織である大成分会は、大成化工ら3社の従業員により57年5月に結成されたが、組合は分会員数を公表していない。

2 団体交渉拒否に至る経緯

- (1) 昭和58年5月30日組合は大成化工及び大成特殊硝子の代表取締役B1に対して、大成化工ら3社あての「労働組合結成公然化通告、並びに要求提出及びそれに関する団体交渉申入れについて」と題する文書（以下「5月30日付け要求書」という）を提示し、5月30日付け要求書記載事項についての団体交渉を申し入れた。

なお、5月30日付け要求書には賃金、労働条件の改善等26項目の要求事項が記載されていた。

- (2) 6月3日大成化工ら3社の取締役であり、かつ大成化工の総務部長であるB6（以下「B6総務部長」という）は、組合の副執行委員長A1（以下「A1副委員長」という）に対し「5月30日付け要求書記載事項についての団体交渉を6月7日午後6時から午後9時まで、茨木市民会館（以下「会館」という）で、交渉員は双方5名にすることに行きたい」と電話で連絡した。A1副委員長はその際、B6総務部長に対し「組合と協議することなく、団体交渉の時間、場所、出席者等について、一方的に制限を加えることは不当労働行為だ」と抗議した。

- (3) 同月7日午後6時から、会館4階の会議室で団体交渉が始められた。団体交渉には大成化工から営業部長B4（以下「B4営業部長」という）及びB6総務部長が、大成特殊チューブからは製造部長B10が、大成特殊硝子からは製造部長B7がそれぞれ会社から交渉権限を委任されて出席した。組合からはA1副委員長及び組合の書記長A2（以下「A2書記長」という）ら5人が交渉員として出席した。団体交渉の席上、組合は「団体交渉の時間、場所、出席者等について大成化工ら3社が、組合と協議することなく一方的に制限を加えたことは不当労働行為だ」、「大成化工ら3社は分会員に組合からの脱退を強要しているが、この事実を認めて謝罪せよ。脱退を強要するな」との旨発言した。これに対してB4営業部長らは「今日の団体交渉については、組合があらかじめ同意していた」、「分会員に対する脱退強要を行っているとの事実については知らない」、「とにかく法律は守ります」との発言を繰り返すのみであったために団体交渉は紛糾した。午後7時ごろ、A2書記長は「大成化工の茨木工場には、会議ができる広い部屋がある。そこで団体交渉を行えば、時間、出席者等も制限されることなく、双方納得できるまで話合うことができる。今すぐ大成化工の茨木工場へ戻ろう」との旨発言し、他の組合側交渉員とともに一階に降り、ロビーで待機していた支援の労働者に団体交渉の状況を説明した。すると支援の労働者はA2書記長らとともに、4階の会議室に入り「大成化工ら3社は、分会員に対する脱退強要等の不当労働行為をやめよ」と約2時間にわたり抗議を続けた。会館の閉館時間である午後9時に、労使双方とも一階のロビーに降りた。そこでもA2書記長はB4営業部長に「今後不当労働行為をしないと約束してくれ」と迫ったが、B4営業部長はそれには取り合わず、A2書記長を振り切って、B6総務部長が手配したタクシーの後部座席に乗り込んだ。A2書記長はタクシーの中でB4営業部長との話を続けようとして、タクシーにいったんは乗り込んだが、B4営業部長

にタクシーの外へ押し出された。その時、分会長のA3らはB4営業部長らとの話し合いを続けるため、タクシーの発車を阻止しようとして、タクシー前部に立ちはだかったため労使双方でいさかいが生じ、B6総務部長が転倒し、救急車で病院に運ばれた。

3 本件団体交渉拒否について

- (1) 6月9日組合は5月30日付け要求書記載事項についての団体交渉を大成化工ら3社に対して申し入れた。これに対して大成化工ら3社は「6月7日B6総務部長が組合員から暴行を受け、負傷させられるという事件が起きた。組合がこの事件について謝罪し、二度とかかる不祥事を繰り返さないとの誓約をしない限り、団体交渉には応じられない」旨回答した。
- (2) その後も組合は、大成化工ら3社に再三再四団体交渉を申し入れたが、大成化工ら3社は、上記と同趣旨の回答を繰り返し、本件審問終結に至るまでの間組合が申し入れた団体交渉を拒否している。

第2 判断

1 当事者の主張要旨

- (1) 組合は、大成化工ら3社はB6総務部長の転倒事件をデッチ上げて団体交渉を拒否しているが、これは不当労働行為であると主張する。
- (2) これに対して大成化工は、6月7日にB6総務部長が組合員から暴行を受け、負傷させられるという事件が起きたが、このような事件が団体交渉のたびに起きると交渉員の身体の安全の確保と秩序ある団体交渉の保証が困難となる。組合が6月7日のB6総務部長の負傷事件について謝罪し、二度とかかる不祥事を繰り返さないとの誓約すれば、団体交渉の申入れには応ずると回答しているのであって、団体交渉を拒否しているのではないと主張し、また、大成特殊チューブ及び大成特殊硝子は組合から団体交渉の申入れを受けたこともなく、したがって、また団体交渉を拒否した事実もないと主張する。
よって、以下判断する。

2 不当労働行為の成否

大成化工は、B6総務部長が6月7日に組合員から暴行を受け負傷させられるという事件が起きたと主張するので、まずこの点について検討する。6月7日午後9時ごろ、B4営業部長らが団体交渉を打ち切り組合の反対を押し切って会館を引き上げようとした際、B6総務部長と組合員との間でいさかいが生じ、B6総務部長がその場に転倒したことは前記認定第1. 2. (3)のとおりである。

しかし、この転倒の事実がどのような原因で発生したかについては証拠上明らかでなく、組合員の暴行によって生じたものであるとは認められない。よって大成化工が上記転倒の事実を取り上げて団体交渉を拒否する理由とする主張は失当である。また、大阪特殊チューブ及び大成特殊硝子の上記主張についてみるに、前記認定第1. 3. (1)、(2)のとおり①組合は大成化工ら3社に対して団体交渉を申し入れていたこと、②大成化工ら3社は、その申入れを受けて団体交渉に応じていたが、6月9日以降組合員から暴行を受けたとの理由で団体交渉を拒否していることからみて事実と反し、失当である。したがって、組合が6月9日以降申し入れている5月30日付け要求書記載事項についての団体交渉の開催を、大成化工ら3社は何ら正当な理由なくして拒否しているものであって、かかる大成化工ら3社の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

3 救済方法について

組合は陳謝文の掲示をも求めるが、主文の救済をもって十分救済の実を果たしうると考えられるので、その必要を認めない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和58年12月8日

大阪府地方労働委員会

会長 後 岡 弘